

野外焼却・野焼きは原則として禁止されています。

廃棄物処理法が平成13年度に改正施行され、廃棄物の野外焼却、いわゆる「野焼き」が一部の例外を除き、禁止となりました。この法律の条文では、「何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない」とあり、左記のような例外

規定もありますが、野焼きをすると法律で罰せられることとなります。また、平成14年12月から、一定の構造基準を満たしていない焼却炉については使用が禁止されました。家庭用の焼却炉のほとんどは、この構造基準を満たしていないので使用できませんので、使用しないでください。



ごみ焼却に関する法律

- 野焼き禁止の例外規定（抜粋）**
- ① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却（例：河川敷・道路側の草焼き等）
 - ② 震災・風水害・火災・凍害その他の災害の予防・応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却（例：災害等の応急対策・火災予防訓練）
 - ③ 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（例：どんど焼き・塔婆の焼却）
 - ④ 農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（例：焼畑・畔草や下枝の焼却・魚網にかかったごみの焼却等）
 - ⑤ 焚き火その他日常生活の焼却であつて軽微なもの（例：焚き火・キャンプファイヤー等）
 - ⑥ 火気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入できること
 - ⑦ 燃焼室の温度を測定できる装置（温度計）があること
 - ⑧ 高温で燃焼できるよう助燃装置（バーナー等）があること
 - ⑨ 焼却に必要な空気の通風が行われているものであること
 - ⑩ 風呂焚き窯・炭焼き窯・薪ストーブはごみ焼却炉にあたりませんので使用できませんが、ごみを燃やすことは禁止です。

市民の皆さんの一層のご理解とご協力をお願いします。

三好市役所環境課 ☎72-3436
 三野総合支所環境水道課 ☎77-4805
 山城総合支所環境水道課 ☎86-1137
 井川総合支所環境水道課 ☎78-5012
 東祖谷総合支所市民課 ☎88-2212
 西祖谷総合支所市民課 ☎87-2273

燃やされる場合は、防災の面からも長時間燃やさず、消防署への連絡をお願いします。これらはお互いの一層、ごみを減らし（リデュース）、ごみを再利用（リユース）し、ごみを再利用（リサイクル）するように、分別等の徹底をお願いします。不要な物でどうしても資源化できない物は、燃えるごみ・燃えないごみに出していただき、燃やさないごみ（ただし、家電4品目・薬品・自動車部品・産業廃棄物等を除きます）

市営住宅入居者募集

市営住宅の入居者を募集します。入居を希望者される方は12月26日（水）までにお申しください。

| 住宅名 | 所在地 | 戸数 | 入居区分 | 築年度 |
|------------|--------|----|------|-------|
| 三野芝生東団地（北） | 芝生 | 1 | 公営 | S49 |
| 井川井内坊団地 | 井内西 | 2 | 公営 | S48 |
| 井川中村南団地C棟 | タクミ田 | 1 | 公営 | H7 |
| 井川中津団地 | 井川西 | 1 | 公営 | H8 |
| 池田中西A団地 | 中西シバツク | 1 | 公営 | S49 |
| 池田中西C団地 | 中西シバツク | 1 | 公営 | S50 |
| 池田白地団地 | 白地本名 | 1 | 公営 | S50 |
| 山城下川団地 | 下川 | 1 | 公営 | S52 |
| 山城下名団地2号棟 | 下名 | 2 | 公営 | S57 |
| 山城河内団地 | 光兼 | 1 | 公営 | H8.H9 |
| 山城伊予川団地 | 信正 | 1 | 特定 | H8.H9 |
| 山城永美団地 | 下川 | 1 | 特定 | H5.H6 |
| 西祖谷一宇団地 | 一宇 | 3 | 公営 | S60 |
| 西祖谷一宇第2団地 | 一宇 | 1 | 公営 | H8 |
| 西祖谷一宇第2団地 | 一宇 | 2 | 特定 | H8 |
| 西祖谷西岡団地 | 西岡 | 1 | みなし | S62 |
| 西祖谷第2西岡団地 | 西岡 | 1 | 公営 | H4 |
| 西祖谷榎団地 | 榎 | 3 | みなし | S53 |
| 西祖谷ふるさと団地 | 一宇 | 16 | 貸付 | H13 |
| 東祖谷和田第1団地 | 和田 | 1 | 公営 | S53 |
| 東祖谷櫻尾団地 | 櫻尾 | 1 | 公営 | S54 |

公営＝公営住宅
 貸付＝貸付住宅
 特定＝特定公共賃貸住宅
 みなし＝みなし特定公共賃貸住宅

■ お申込みできる方

- ① 現在、同居しているか、または同居しようとする親族がある方
- ② 現に住宅に困っていることが明らかな方
- ③ 税金・水道・保育料等の公共料金を滞納していない方
- ④ 所得が所定の基準に該当する方

■ 公営住宅の所得基準

入居世帯の所得合計が月額20万円以下であること。ただし次の場合は所得合計が月額26万8千円以下であれば入居可能です。

- ① 高齢者世帯 入居申込者が60歳以上で同居しようとする親族全員が18歳未満又は60歳以上である場合。
- ② 障害者世帯 入居者又は同居者が、障害者・戦傷病者・被爆者・引揚者等である場合。
- ③ 子育て世帯 同居者に小学校就学前の子供のいる世帯。

■ 特定公共賃貸住宅の所得基準（山城、井川、東祖谷のみ）

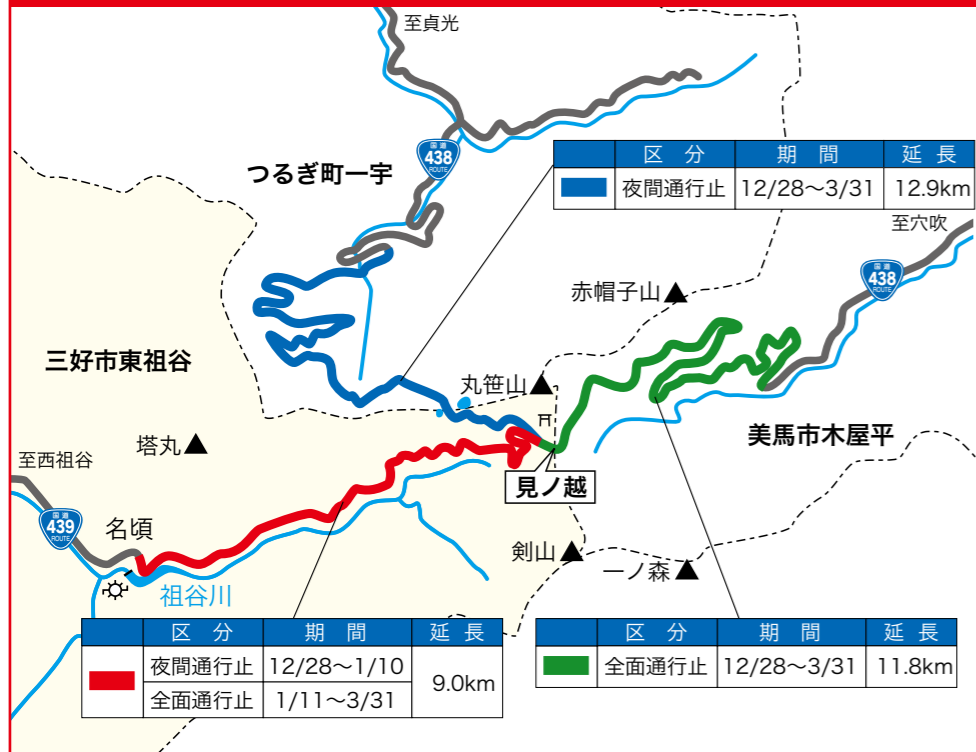
入居世帯の所得合計が月額20万円以上60万1千円以下であること。

※上記の所得基準に当てはまらない方でも、入居可能な場合がありますので、下記にお問い合わせください。

■ お申し込み・お問い合わせ先

| | | |
|-------|------------|--------------|
| 池田地区 | 三好市役所建設課 | （電話 72-7623） |
| 三野地区 | 三野総合支所建設課 | （電話 77-4804） |
| 井川地区 | 井川総合支所建設課 | （電話 78-5007） |
| 山城地区 | 山城総合支所建設課 | （電話 86-1149） |
| 西祖谷地区 | 西祖谷総合支所建設課 | （電話 87-2276） |
| 東祖谷地区 | 東祖谷総合支所建設課 | （電話 88-2896） |

剣山周辺国道の冬期通行規制について



三好市東祖谷名頃から見ノ越までの一般国道439号線（約9キロ）については、毎年12月28日～翌年3月31日にかけて、18時から8時までの夜間全面通行止を実施してまいりましたが、本年より左の地図のとおり通行規制が変更されます。ご通行の際には注意をしてください。

